

## クラフト体験室の利用基準

### 1. クラフト室の利用等について

クラフト体験室の利用と材料の提供に当たっては、森林・林業、関連産業等の普及及び森林環境教育等を目的として実施するもので、一般市民の皆様を対象に次項以下の利用基準に基づき、利用申込みを受付けます。

ただし、混雑時には小学生以下の子ども及び付添いの大人を優先とし、中学生以上の利用を制限する場合があります。

なお、団体の予約については、**教育機関等のみ**受け付けます。

### 2. 利用時間、受付時間、利用人数

区分	午前の部	午後の部	備考
利用時間	10:00～12:00	13:00～16:00	利用人数は目安とする。
受付時間	11:00まで	15:00まで	
利用人数	15名程度	15名程度	

### 3. 作成品目

作成品目は、原則一人当たり一品目（1個）のみとします。

なお、作成品目や種類等は、在庫の有無等により制限することがあります。

### 4. 教育機関等の利用予約について

#### (1) 幼稚園・保育所（園）等

未就学児に対する「木育」の推進を図ることから、センターが対応可能な範囲において受け付けます。実施内容、人数等についてはご相談ください。

#### (2) 特別支援学校・学級等

特別支援教育の「木育」の推進及び野外活動の場として、センターが対応可能な範囲において受け付けます。実施内容、人数等についてはご相談ください。

#### (3) 小中高等の学校機関

学校機関の森林環境教育は、原則森林教室（森林観察・森林学習など）により対応します。ただし当センター所長が認める場合は施設の定員の15名程度を限度にクラフト体験を受け付けます。実施内容、人数等についてはご相談ください。

#### (4) 教育機関等の団体利用申込方法

利用申し込みは、使用予定日の1箇月前までに、様式1「森林教室（クラフト体験）依頼申請書」により、施設（園・所・学校）長名にて公印を押印のうえ、お申し込みください。なお、事前に電話にて日程及び実施内容の調整をしてください。

## 5. 利用を認めないもの

- (1) 営利、宣伝行為、政治、宗教活動を目的とする団体・集団又は個人。
- (2) 私企業の業務を目的とした行為に利用する団体・集団又は個人。
- (3) 常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織と認められる団体・集団又は個人。
- (4) 依頼書等及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人支配人その他の使用人として使用する者。
- (5) 依頼内容に係る参加者への社会的責任及び賠償責任を負えないおそれのある団体・集団又は個人と判断されるもの。
- (6) 森林・林業の普及宣伝に寄与するとは認められないもの。
- (7) センターの管理運営上支障があると判断したもの。

## 6. 利用の取消

次のいずれかに該当する場合は、利用を取り消します。

- (1) 当センターの管理運営上の都合による場合。
- (2) 前項5に該当していることが判明した場合。
- (3) 当センターの解説員の指導に従わない場合又は他者の迷惑となる行為や発言を行った場合。
- (4) その他安全確保のためや緊急避難的事項が発生した場合。
- (5) 教育・保育機関等の利用を優先する場合。

## 7. 利用（体験）に当たっての留意事項等

- (1) 解説員の指示・指導事項の遵守  
解説員は、利用される皆様が安心・安全に利用できるよう指示・指導を行いますので、その指示等を必ず遵守ください。
- (2) 工作機械の使用制限  
電動ノコギリ等の工作機械の使用は、いかなる場合も禁止します。
- (3) 事故等の扱い  
施設内で発生した事故及び盗難等については、いかなる場合も一切の補償をいたしません。
- (4) 臨時休館等  
クラフト体験室等は、センターの管理運営上の都合による場合、事前予告なく臨時休館等を行うことがあります。

## 8. 料金

当センターが提供する所定の材料、施設利用、工具の使用及び解説員の作成指導については無料とします。ただし、当方が提案する品目以外の物の作成や団体等で使用人数が多い場合には、材料等を各自持込みいただく場合があります。